

県立開邦中学校部活動基本方針

- 安全で充実した部活動のために -

平成31年2月

1 はじめに

学校の部活動は学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ・文化・科学等の振興を支えてきた。また、生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、自己肯定感、責任感、連帯感などを高めたりするなど、生徒にとって多様な学びの場としての教育的意義は大きい。一方、運動部・文化部を問わず、連日または長時間にわたる活動などによって、生徒が十分な休養をとれないため、学業との両立に悩んだり、疲労が蓄積してスポーツ障害を引き起こしたりするなど、心身の健康を害する課題が指摘されている。さらに、少子化の進展や社会・経済の変化等により、教育を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校や教師だけで解決することが難しい課題も増え、部活動に関して今までの体制では運営が難しい状況も生じている。

そのようなことから、将来においても、生徒が自分のニーズに合ったスポーツや文化的活動等を行い、生涯にわたってスポーツや文化的活動等に親しむことを持続可能なものとするために、部活動の改革に取り組む必要がある。

そこで、中学校部活動が生徒及び教職員にとってより魅力ある活動となり、その意義や目的の実現を図るために「県立開邦中学校部活動基本方針」を策定した。

2 部活動における基本的な考え方

中学校における部活動は、望ましい人間形成の育成に資するものとし、基本方針は、生徒に望ましいスポーツ・文化的環境を構築するという観点から、部活動が以下の点を重視し、最適な形で実施されることを目指す。

- (1) 生徒がスポーツ・文化的活動等に親しむことで、スポーツや文化的活動等の習慣化の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持・増進し、豊かなスポーツ・文化ライフを実現するための資質・能力の育成を図る。
- (2) 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との連携を図り、効果的に取り組む。
- (3) 生徒の心身の発育、健全な成長を促すために科学的根拠に基づき指導を行う。

さらに、基本方針に基づき、心身の成長過程にある生徒にとって、過度な負担とならないよう適切な活動日数や活動時間を定めるとともに、部活動顧問の指導に係わる業務の適正化を図ることができるよう、適切で計画的な部活動運営を行う。

3. 国や県の動向

- (1) 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

(文部科学省スポーツ局平成 30 年 3 月 19 日)

- (2) 運動部活動等の在り方に関する方針

(沖縄県教育委員会平成 30 年 12 月)

4. 運動部活動に向けての本校の活動方針

(1) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- ① 学校の教育活動の一環として行われる部活動は、生徒が自主的・自発的な参加、学級や学年の枠を越えて行われる活動であり、活動を通して生きる力の育成、豊かな学校生活の実現を目指す。
- ② 生徒の健全な心身の育成と豊かな人間性を育むために、学校生活とバランスのとれた運営と指導を行う。また、生徒の健康面・精神面及び部活動内での人間関係等にも十分配慮して指導に当たる。
- ③ 運営に当たっては、大会やコンクール等の成績だけを追求せず、心身の健全な育成の視点を大切に指導する。**(勝利至上主義に陥らない指導の工夫)**
- ④ 顧問等は、技術指導の他に、生徒の発達の段階や成長による変化、心理、栄養、休養、コミュニケーション等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面での指導力を身につけていく。**(体罰や暴言の禁止)**
- ⑤ 顧問等は、部活動の特性を踏まえた科学的トレーニング方法や練習方法などを積極的に導入し、生徒の発達段階に応じた適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。
- ⑥ 顧問等は、一方的な方針により活動するのではなく、生徒との意見交換等を通じて、ニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重して活動の方針を設定する。
- ⑦ ROPDCAサイクルの実施と工夫改善
※R (調査) ・O (目標) ・P (計画) ・D (実施実行) ・C (点検・評価) ・A (処理・改善)

(2) 本校に設置する部活動

- ① 文化的活動
高校の文科系部活動に所属し活動を行う
- ② 体育的活動
男女バスケットボール部・男女バドミントン部
- ③ その他の活動
地域のスポーツクラブ等に所属し、顕著な実績がある生徒が特別に行う活動
例：卓球競技、陸上競技、水泳競技など

(3) 運動部活動の顧問の役割

【管理面】

- ・活動前後における生徒の健康観察
- ・担任・養護教諭との情報共有とけが等の場合の保護者への連絡
- ・管理職への連絡体制
- ・活動用具や練習場所の安全点検

【指導面】

- ・活動目標、指導方針、出場試合、練習内容や方法についての生徒、保護者への伝達
- ・生徒、保護者とのコミュニケーション
- ・顧問と部長、副部長とのコミュニケーション
- ・熱中症事故の予防（国及び県の指針に準じる）

(4)部活動の休業日の設定

①活動時間

学期中・ 長期休業中	1日の活動時間 ・平日の活動時間は2時間程度とする。 ・休業日は3時間程度とする 【講座実施日】 土曜・長期休業期間中 16時45分（下校時刻17時00分） 大会2週間前の祝日 12時45分（下校時刻13時00分） ※祝日の部活動について、特に顧問が必要とする場合のみ生徒指導部へ許可願いを提出し活動できる。
---------------	--

②休業日

学期中・ 長期休業日	週当たり2日以上設定する。 ・平日は1日、週末は1日以上 ※週末に大会参加等で活動した場合は、他の日に振り替える。 定期テスト1週間前から試験終了前日までの活動は原則として停止する。 ・祝祭日 ※大会2週間前であるとき、祝日の部活動について、特に顧問が必要とする場合のみ生徒指導部へ許可願いを提出し活動できる。 ・定期テスト1週間前から試験終了前日までの活動は原則として停止。 ※定期考査後1週間以内に大会(中体連、中文連主催・共催・主管に限る)がある場合は、顧問の申し出により、職員会議(職朝含む)で報告し、学校長の許可を得て、1時間以内の活動ができる。
---------------	--

③完全休養日

【学期中】 ・平日水曜日の放課後及び土曜日または日曜日のいずれかを休みとする。 ・祝祭日（②休業日の規定に準ずる）	効率的な活動ができるよう学校全体で工夫する。
--	------------------------

④活動期間と活動時間

夏時間（ 3月1日 ～ 10月31日 ） ……	18時45分（ 下校時刻19時00分 ）
冬時間（ 11月1日 ～ 2月29日 ） ……	18時15分（ 下校時刻18時30分 ）
講座実施日（土曜・長期休業期間中） ……	16時45分（ 下校時刻17時00分 ）
大会2週間前の祝日 ……	12時45分（ 下校時刻13時00分 ）

(5)参加する大会数の上限の目安

- ① 大会への参加は年4回までとする。
 - ② 大会と講座・模試等の開催日が重なる場合は、講座・模試等を優先する。
- ※ 中体連主催等の大会の場合は、職員会議に諮り学校長の承認を得て出場することができる。

(6)月の活動計画について

- ① 顧問は、部活動の活動日や休養日、大会等を含めた年間活動計画及び毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに、毎月の実績報告及び年間活動実績を作成し、校長に報告する。
- ② 学校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動状況を把握し、生徒が安全に活動を行い、生徒・教師の負担が過度にならないように適宜指導を行う。

(7)部活動の停止・廃止について

- ① 部活動の本来の主旨に反し、学校秩序を乱すような場合には、停止または廃止を命ずることができる。

(8)部活動運営予算について

- ① 部活動費は、生徒会費から割り当て、不足分は各部活動で受益者負担とする。
- ② 派遣費は、学校徴収金から規定の範囲内で割り当てるものとする。

(9)外部指導者及び部活動指導員について

- ① 顧問の教員の状況や生徒のニーズによっては、当該スポーツ種目の技術的な指導は、地域などでの優れた指導力を有する外部指導者が中心となることが効果的である場合もある。このようなことから、本校部活動において外部指導者及び部活動指導員を任用することができるようにする。但し、以下の条件を踏まえた適切な指導を前提とする。

外部指導者及び部活動指導員の任用の条件

- (1) 本校との関わりの中で、顧問が推薦し、学校長が承認した者。
- (2) 教育活動の一環として、本校の教育目標・方針を理解し、活動・振興のために支援・協力のとれる者。
- (3) 実技指導が堪能で、専門的指導者としてふさわしい者。
- (4) 中学校における運動部・文化部活動の意義を理解するとともに、学校の顧問と一緒に活動しながら競技力の向上に努める者。・学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や部顧問の方針に基づいた指導を行うこと。

上記の条件が順守されない場合は、外部指導者及び部活動指導員の解任もある。

② 外部指導者及び部活動指導員任用後の学校の対応について

- (1) 沖縄県中学校体育連盟に外部指導者及び部活動指導員として登録し、身分保障を行うことで活動が円滑に進められるようにする。
- (2) 安心してスポーツ・文化活動に参加できるようスポーツ安全保険の加入の手続きを行う。その際の事務手続きや費用に関しては部顧問及び各部活動費で対応する。

(10) 中高一貫校としての取り組み

本校は中高一貫校であることからその特色を活かし中学校と高等学校における部活動の中高連携を実施し高等学校入学後の円滑な活動に資することができるようにする。但し以下の条件を前提とする。

① 部活動における中高連携を行うための条件

- (1) 中学生で出場できる大会（中学校3年生時の夏季中学校総合体育大会終了）が全て終了した生徒を対象とする。
- (2) 保護者の許可が得られ、高等学校の部活動に入部届を提出した者。
- (3) 高等学校の部活動顧問が認めた者。
- (4) 学校長の承認が得られた者。

② 中高連携部活動における中学生の活動の基本方針

- (1) 活動は原則として校内のみとする。
※高校生と外部で活動を行う場合は高等学校部活動顧問と保護者で相談し保護者同伴のもと、活動に参加をする。
- (2) 平日のみの活動とし、土日及び祝祭日の活動は原則として禁止とする。
- (3) 練習試合の参加に関しては、原則禁止とする。但し、生徒の技能や体力面が一定以上の能力を保持している場合は、高等学校部活動顧問と保護者で相談した上で出場を検討する。